

決算審査特別委員会記録

<教育委員会・警察本部>

開催日時 平成28年10月14日(金) 10:02~12:12

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

中村 昭 委員長
大国 正博 副委員長
亀田 忠彦 委員
猪奥 美里 委員
川田 裕 委員
西川 均 委員
中野 雅史 委員
乾 浩之 委員
宮本 次郎 委員
今井 光子 委員
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松谷 副知事
榎原 会計管理者(会計局長)
一松 総務部長
吉田 教育長
安田 警察本部長
大久保 生活安全部長
福田 刑事部長
森脇 交通部長
今谷 警備部長
高井 警務部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 議第92号 平成27年度奈良県歳入歳出決算の認定について

<会議の経過>

○中村委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

なお、理事者において荒木教育次長兼教育推進室長事務取扱が欠席のため、荒木教育政策推進室室長補佐に代理出席いただいておりますので、よろしく申し上げます。

なお、本日は1名の方から傍聴の申し出がございますので、入室していただきます。

それでは、日程に従い、教育委員会及び警察本部の審査を行います。

これより審議に入ります。

その他の事項も含めて、質疑等があればご発言を願います。

なお、理事者の皆様にはいつも申し上げておりますが、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、発言をお願いします。

○宮本委員 何点か質問させていただきます。1点目は、教員の多忙化の問題です。

教員の多忙化ということが昨今言われ、いろいろな実態調査も各種行われています。国際調査も、OECDで行われており、日本の教員の勤務時間は1週間平均で53.9時間、調査に参加した34カ国地域の平均が38.3時間で、断トツのトップで平均を15時間も上回っていると。1週間で15時間ですから、5日間で割りますと1日3時間、平均よりも長く勤務している実態があるという結果が出ました。

最近の学校の先生の多忙化については、授業準備やクラブ活動の指導だけではなく、各家庭から寄せられる相談や家庭訪問、各種調査依頼の書類作成といったものに追われているという現状が報告されているのですが、県教育委員会として教員の勤務時間の把握はどのようにされているのかを明らかにしていただきたいと思います。あわせて、昨年12月の法制化によりストレスチェックを行うことになっていますが、本県としてはどのように取り組まれるのかを明らかにしていただきたいと思います。

そして、必要があれば医師の面談ということになるわけですが、医師面談の実態、行われているのかどうかということも明らかにしていただきたいと思います。

2点目は、就学支援奨学金あるいは育成奨学金の返済の問題についてです。

決算審査にかかる研修会の際に、多額の未収金がある中に、奨学金の返済が滞っている問題があると指摘されています。これには子育て世代の経済的な困窮状況が背景にあるのではないかと考えたのですが、このような世帯に対して、決算の報告書にも出ていますけれども、民間債権回収業者に未収金回収を委託する手法ではなく、きちんと心を寄せた

相談を行い、どうしても返済できない場合には、猶予する、あるいは免除する、あるいは経済的に自立する方向に支援して導いていくことが大事になってくると思うのですが、奨学金の返済の実態と、滞納があった場合にどのように支援しているのかについて明らかにしていただきたいと思います。

3点目は、メロディーパトロールについて伺います。

県警において子どもが連れ去り被害に遭わないためのキーワードとして、「いかのおすし一人前」というフレーズが考案されて、これを楽曲にしたり、ダンスの振り付けを考案することで、徐々に定着していると認識しています。「いかのおすし一人前」というのは、連れ去り被害に遭わないためのキーワードの頭文字をとったもので、「いか」は、知らない人についていかないの「いか」。「の」は、知らない人の車に乗らないの「の」。おすしの「お」は、怖いときに助けてと大声を出すの「お」、大きな声の「お」。おすしの「す」は、その場からすぐに逃げるの「す」。おすしの「し」は、近くの大人に知らせるの「し」。一人前の「一人」が一人で遊ばない。「前」が出かける前におうちの人に誰とどこに行くのかを言う。

かなりたくさんにわたりますので覚えるのはなかなか大変ですが、「いかのおすし一人前」のメロディーを流しながらパトロールカーで警らをする、メロディーパトロールという活動ですが、何年前かはっきりとわからないのですが、平成25年度か平成26年度だったと思いますが、原山県警本部長が就任されたときに、このメロディーパトロールの強化が強調されて、各地で旺盛に取り組まれたと思います。私も県庁におりまして、また地元におりまして、朝に夕に、回ってきたと印象深かったのですが、最近メロディーパトロールがぱたりとやんだと、もうやめてしまったのかという問い合わせをいただくことがふえてきました。方針が変わることはあると思うのですが、方針が変わったということであればどのような理由で変更したのか、続けているのであれば、音が聞こえにくくなったのはどのような原因によるものか。方針がしょっちゅう変わるということでは、メロディーパトロールの強化を最初に決めた理由は何だったのかということになるわけで、そのあたりをはっきりと聞かせていただければと思います。以上です。

○塩見教職員課長 小・中学校の教員の多忙化については、OECDの調査を初め各種報道等で指摘されているところです。本県では、今年度県独自の教員の勤務状況調査を行い、現在結果の分析をしているところです。今後、調査結果を活用して、教員の多忙化解消策を検討してまいりたいと考えています。

ストレスチェックについても、労働安全衛生法により50人以上の事業所は義務づけ、50人未満の事業所は努力義務とされているところです。県立学校においては、教職員数50人未満の学校も含め、全校でストレスチェックを実施しています。結果については、各個人にフィードバックをして、メンタルヘルス不調の予防に活用していただきます。

また、今後、統計データを活用して所属ごとの集団分析等を行うことで、職場のさらなる環境改善につなげていく予定です。

なお、市町村立学校のストレスチェックについては、市町村教育委員会の所管となりますが、50人未満の学校も含めて全校での実施を働きかけています。

また、医師による面接指導については、ストレスチェックにおいて高ストレスと判断されたもののうち、本人が希望する場合等に受け付けられることになっています。今年度は、現在、本人からの希望の申し出を受け付けているところです。以上です。

○香河学校支援課長 奨学金の未収金回収に当たりましては、返還の相談会開催や訪問督促を初め、休日督促の拡充、返還率が比較的高い口座振替の対象者の拡充、また対応期間の拡充など、これまでもより効果的な対応を実情に合わせた形で行ってまいりました。今後も口座振替の対応期間の拡充等、返還者の利便性も考え、少しでも負担のない形で返還いただけるように対応してまいりたいと考えています。

また、返還指導をしている中で、先方の事情等も十分聞かせていただき、例えば所得が一定水準以下の世帯については、支払いをしばらくの間猶予する取り扱いもしています。そのような制度の案内も丁寧にしながら、これからも返還の指導に当たっていきたいと考えています。

○大久保生活安全部長 メロディーパトロールは以前と比べて聞かなくなったということです。

県民の安全・安心を守るために行っているパトカーによるパトロールは、犯罪の抑止と被疑者の検挙の両面の性質を有しております。メロディーパトロールはこの2つのうち、犯罪の抑止を目的として実施するパトロールの一形態です。犯罪、交通事故が多発する場所や時間帯、登下校における学校周辺、地域住民からのパトロール要望箇所及び山間部などで高齢者世帯が多い地域など、犯罪の抑止に重点を置くべき状況下においてパトロールの効果をさらに高めるために行っているものです。

一方、被疑者の検挙に重点を置くパトロールを実施する場合には、被疑者に気づかれることのないようメロディーは鳴らさないこととしており、また、例えば交通煩雑な幹線道

路でのパトロールをする場合など、メロディーの効果が少ないと認められる場合にはメロディーを鳴らさないこともございます。

県警察においては、メロディーパトロールは犯罪の抑止に有効な施策であると認識しています。実施の方針や基準について、開始した平成25年2月以降、変更はしていませんけれども、以前に比べてメロディーパトロールを聞かなくなったとの委員のご指摘も踏まえて、より適切なメロディーパトロールの実施に努めてまいりたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○宮本委員 教員の多忙化の問題で、医師の面談は本人からの希望があれば勧めるということですが、たしか労働法制に基づくと、時間外労働時間が一定基準を超えると管理者のほうから医師の面談を勧めるようになっていたと思うのですが、そのあたりの認識はどうか、お聞かせいただきたい。たしか時間外勤務が80時間か、月100時間か、失念しましたが、労働法制上はそうになっていたように思うのです。

ちなみに学校の先生の平均時間外勤務がどうなっているかということでは、いろいろ調査はあるのですが、2012年に全日本教職員組合が行った調査では、1カ月の平均時間外勤務が69時間です。中学校のクラブ活動の顧問をしている教諭に限定しますと95時間56分となり、これはもう過労死ラインに達するのではないかとか言われていました。このようなことを考えると医師による面談がもっと進められるべきだと思うのですが、そのあたりの受けとめを再度確認しておきたいと思います。

それから、奨学金の返済の問題については、一層丁寧な働きかけをしていただけるとお答えいただきましたので、ぜひその線をお願いしたいと思います。特に今、子育て世代の間でひとり親家庭もふえていますし、経済的に厳しい世帯がふえています。そういう中で、民間の債権回収業者に委託するというような方向ではなくて、ぜひ心を寄せて取り組んでいただきたいと思いますし、また奨学金制度がありながら、返済のことを心配して、そもそも借りる申請をするのをためらうという事例もよく聞いています。本当に経済的に困っている家庭で、学ぶ意欲、進学意欲が強いというような場合に、経済的なことを考えずに生徒がきちんと学習に打ち込めるような給付型の奨学金を、大学生向けもあるのですが、高校生を対象にしたものもぜひ検討するべきだと思いますので、意見として申し上げておきたいと思います。

それから、メロディーパトロールについて、私の体感あるいは県民の体感として、減ったのではないかという思いがあると思うのです。それについてははっきりしなかったわけ

ですが、場所を決めて行くと、要するに高齢者の多い地域や山間部などでは適正なメロディーパトロール、検挙を目的とする場合やメロディー効果の少ない繁華街などでは控えるということで、明らかに方針の変更があったように思うのですが、そうではないのですか。方針は変更していないということですが、なぜ聞かなくなったのかという思いを持つのです。警察関係の方に聞きますと、住宅街や時間帯によっては音量を抑えてほしいという要望や苦情が寄せられたとお聞きしていますが、それによるボリュームの引き下げがあったということでしょうか、どうも釈然としませんので、再度お答えいただければと思います。

○塩見教職員課長 ドクターの面談をどのような場合にするかということだと思いますが、労働安全衛生の管理の一環として、時間外従事時間が月80時間以上の教職員の実人数や勤務実態等を点検して、疲労の蓄積が認められる教職員については当該教職員の申し出を受けて医師の面接指導を実施することとなっています。以上です。

○大久保生活安全部長 繰り返しになりますけれども、メロディーパトロールの実施については、方法や基準に変更はございません。しかしながら、個別のパトロールにおいて、状況によりメロディーを鳴らさない場合もございますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

また、委員のご指摘も踏まえ、県民により安全・安心を与えるため、今後も適切にメロディーパトロールを実施してまいりたいと考えています。ご理解いただきたいと思います。以上です。

○宮本委員 医師の面談の基準はわかりました。ただ、自分は少しストレスフルだから面談させてほしいと本人からなかなか言い出せないと思いますので、管理職の側が、疲れているのではないか、セーブするべきではないか、あるいはほかの教員の支援を求めて、教員がストレスフルでバーンアウトすることないように配慮することが求められていることと合わせて、管理職が一番勤務時間が長いという実態がどうしてもあると思います。

文部科学省の調査では、在校時間の平均が小学校の場合、校長で11時間、副校長、教頭は12時間50分、教諭で11時間35分です。校長は会議で学校外に出ることがどうしても多いですからこうだと思のですが、それでも11時間です。教諭ですと11時間35分となっています。中学校では、校長11時間17分、副校長、教頭は12時間53分、教諭12時間6分と、もう8時間労働の世界ではなくなっているのです。これが1カ月続くわけですから、当然月の残業時間としては80時間を超えてくるので、やはり定数改善、学校のクラブ活動のあり方、あるいは報告書類の作成のあり方などを全体的に考え

ていく必要があるのではないかと思うのですが、最後、教育長にこれについての見解を聞きたいと思います。

それから、メロディーパトロールは私の気のせいだということと、けれども指摘を受けたので改善を考えるという、少し矛盾する2つの答弁があったように思います。県警本部長が変わることによって方針が変わることは当然あると理解しているのですが、余りにもあのとき旺盛にやり過ぎていたのではないかという思いを強く持っています。一部聞くところによりますと、本当に強化を強調されているものですから、頑張らないといけなとかかなり無理をして警らに出ているという話も伺いました。決して警察官の負担になるようなことがあったのではよくないと思いますし、一定の効果があることはよくわかるのですが、今後、方針を定める際にぜひ参考にさせていただきたいと思いました。最後、教育長に答弁を求めたいと思います。

○吉田教育長 教員の多忙化について、まず、中学校、高等学校では、部活動の指導に対する時間が一番長いと思っています。部活動の今後の指導のあり方を県教育委員会としてどのように発信するか。できれば週1回、ノ一部活デーを設定することを、今までも発信はしてございましたけれども、より強く発信していくことを今考えています。

それから、学校に長くいることがいいことで、早く帰ることは悪いことだという過去の風潮は、きちんと見直しをすべきであると考えています。今、管理職の学校にいる時間が11時間になっており、管理職みずからが勤務時間をしっかり認識しながら、率先して教職員に対して勤務管理をしていくことがまず大事ではないかと思っています。

それから、勤務の実態調査をしていますので、実態調査から見えることをどのように合理化していくか、具体的な発信を市町村教育委員会に対してもしてまいりたいと思います。以上です。

○宮本委員 最後、意見だけ申し上げておきます。教員の多忙化について、ノークラブデーの周知徹底や勤務時間を管理職が率先して捉えていくことを答弁いただきましたので、重要な答弁だと認識します。その上で、やはり教員定数をきちんと確保することを国にしっかりと求めていくことが大事だと思います。勤務実態調査もされますけれども、当然教育委員会がとる場合と教職員組合がとる場合とでは、いろいろと違いもあり、答えにくい、答えやすいなどが出てくると思いますので、ぜひいろいろな実態調査の数値を参考にさせていただいて、今後の取り組みに生かしていただきたいと思います。以上です。

○今井委員 中学校の給食の実施状況について伺います。ことし4月から香芝市と広陵町

の中学校給食が始まり、1日4,000食が作られるセンター方式がスタートしました。この間、奈良県の中学校給食の実施状況が非常におくれていたと思うのですが、各地で中学校給食が始まっていますので、今、奈良県の中学校給食の実施状況がどのようになっているのか、またセンター方式と自校方式でどのようになっているのか、お尋ねします。

それから、学校給食のアレルギーの問題ですけれども、子どもの体は以前と比べ大分変化し、アレルギーの子どもの数がふえてきています。給食のアレルギー対応はどのようになっているのか、また実際にアレルギー食として奈良県の給食ではどのくらいの食数を提供されているのか、また対応できずに家から弁当を持ってくるようなことがあるのか、お尋ねします。

もう1点は、不登校の子どもの数が多いと聞いています。6人に1人が貧困という状況の中で、子どもの家庭環境には、さまざまな問題に対応し、相談に乗るなど、いろいろな対応が求められます。そのような中でスクールソーシャルワーカーへのニーズが今、高くなっていると思います。先日、新聞報道で、奈良県は7人のスクールソーシャルワーカーが配置されていると知りましたが、これは全国でワースト2位という状況です。スクールソーシャルワーカーはどのように配置されているのか、専門職としての資格や雇用状況などの現状と課題をお尋ねします。

○吉田保健体育課長 まず、中学校給食の実施状況について、平成27年度末の調査において、県内の公立中学校104校のうち、学校給食を実施している学校は92校で、実施率は約88%となっています。本年度は、委員お述べのとおり、9月に香芝市、広陵町で中学校給食が開始されました。また、奈良市においても本年度中に中学校給食の実施を予定しており、本年度末には実施校は合計99校となり、実施率は約95%、ほぼ全国平均になる予定です。

なお、未実施の市町村においても、大和高田市が平成29年度、田原本町が平成30年度あるいは平成31年度に中学校給食を実施するという報告を受けています。

続いて、アレルギーへの対応については、学校におけるアレルギー疾患対応指針を県教育委員会が昨年度作成しました。それに基づき、基本的には各学校の実態に応じて対応している状況です。

ちなみにアレルギーを有する子どもの数ですけれども、平成26年度の調査では、小学校で2,761名、中学校で793名、特別支援学校の小学部で30名、中学部で46名、合計3,630名ということで、平成26年度の学校給食を実施している、食べている子

どもたちの約3.8%という数字になっています。以上です。

○春田生徒指導支援室長 奈良県の不登校の現状と、スクールソーシャルワーカーの活用状況についてのお尋ねです。

まず、文部科学省の平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果では、本県の不登校児童生徒数は国公立の小学校で353人、中学校で1,207人で、前年度に比べ小学校で20人、中学校で73人減少しました。1,000人当たりで見ますと、全国と比較して小学校で全国が3.9人に対して本県が4.8人、中学校で全国が27.6人に対して本県が29.5人となっており、前年度より減少しているものの全国的に見ると依然高い数値となっています。

スクールソーシャルワーカーについては、2名を市町村教育委員会に、1名を県立学校に派遣しています。加えて、今年度新たに生活支援アドバイザーとして社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカー4名を県教育委員会に待機させ、全県的なシェアで迅速に子どもを支援するために、生徒指導担当指導主事とともに学校や市町村教育委員会に派遣して、課題の解決に向けた助言や子どもの支援体制確立に向けたコーディネートを行い、スクールカウンセラーや福祉関係機関と連携しながら広域的に子どもの家庭、学校の支援を行っています。

新聞記事については、カウンセラーの数で数えておりまして、時間数で出していませんので、今、新聞社に問い合わせをしているところです。わかり次第、お知らせしたいと考えています。以上です。

○今井委員 給食が奈良県は非常におくれていたのですけれども、大和高田市と田原本町が実施できたら中学校給食は100%になるということでしょうか。もう一度、伺います。

アレルギーの対応が給食ではできなくて弁当を持って行っているという子どもがいるのかどうかについてもう一回お尋ねしたいと思います。

それから、不登校は数が減っているということですが、この重点課題に関する評価に、不登校の問題や、先ほど宮本委員が言った奨学金の問題が一切指標に入っていないのですが、そういう問題は非常に大事な問題ではないかと思えます。不登校の問題なども奈良県の大事な指標に入れて、それをなくしていく方向を示し、奨学金の問題でも、奈良県では誰でも学ぶ意欲のある子どもは学べるようにきちんと保障するという目的のもとにどのような制度にするのかということなども検討していくべきではないかと思えますので、最後に教育長にお尋ねしたいと思います。

○吉田保健体育課長 大和高田市と田原本町が実施されましたら、100%になる予定です。

弁当についてですが、平成26年度調査によると小学校で137名、中学校で19名がアレルギーに対して弁当対応という形で実施しています。

それから、センター方式、自校方式につきましては、市町村により両方を採用しているという市町村もございますので、学校数ベースで答えさせていただきますと、平成27年度調査では単独校方式は150校、共同調理場方式が134校となっています。以上です。

○吉田教育長 不登校などの教育課題については、しっかり見える化をして、県教育委員会として努力すべきではないかとおっしゃいました。これは当然のことだと思いますので、しっかり検討させていただきます。

○今井委員 世界文化遺産の関係で1つお尋ねします。文化財保存課で世界遺産を守ることについてどのような仕事をされているのか伺いたいと思います。

奈良県は、法隆寺地域の仏教建造物、古都奈良の文化財、紀伊山地の霊場と参詣道、3つの世界遺産があるということで、これは全国でも他にないと思うわけです。さらに、飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群も今、登録を目指しているところですので、その保存のためにはどのようなことをされているのかをお尋ねします。

○尾登文化財保存課長 世界遺産をどのように守っているかということですが、文化財保護法等の法的な関係でどのように守られているかということについては、常に気を配っているところですし、文化財保護については、文化財保護指導委員を定めて、従来より定期的に巡回等をして、きちんと保護されているかどうかについても報告いただいているところですので、法また条例に基づいた形で世界遺産を守ることについて努力していきたいと考えています。以上です。

○今井委員 世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画が平成27年3月31日につくられて、世界遺産を守るために活動されているということですが、きのうからずっとこだわっています、基地祭で自衛隊のブルーインパルスが古都奈良の平城京、東大寺の上空を飛ぶという問題があります。世界遺産の上空にこのようなものは飛ばすべきではないと思いますが、この問題は世界遺産の観点ではどのように感じておられるのか、お尋ねします。

○尾登文化財保存課長 航空機の飛行高度については、墜落事故による文化財の毀損等を防ぐことも含めて、法令により規制されています。航空法第81条及び航空法施行規則第

174条で、航空機の最低安全高度を定めており、人または家屋の密集している地域では300メートル、それ以外のところでは150メートルと定めています。

なお、法第81条ただし書きでは、最低高度以下での飛行を許可という形にしていますが、許可申請の審査基準において、有形重要文化財指定建造物の上空を低空飛行することについては認めていません。

これらの規定により、航空機墜落による重要文化財建造物への毀損危惧については防止措置が図られていると認識しています。以上です。

○今井委員 300メートル、150メートルといえればかなり低空になると思うのですが、そこまで低空というと相当ですが、それ以上は規制はないということでしょうか。

○尾登文化財保存課長 当然奈良市内においては、人または家屋の密集している地域ですので、300メートルよりも低いところで飛ぶことは認められていないと解釈しています。

○今井委員 わかりました。どのぐらいの高さなのか、また別のところで確認したいと思います。

もう1点、警察にお尋ねします。高齢化について、孤立死や孤独死の概念がはっきりしていない問題がありますけれども、誰もいないところでお年寄りの方が亡くなっている問題で警察がかかわる事案が多いのではないかと思います。また、認知症などで保護をされたりということにも警察が、かかわっていると思いますけれども、奈良県でどのぐらいの件数があるのか、また実際に現場でかかわってどのような課題を感じているのかをお尋ねしたいと思います。

○福田刑事部長 孤独死の数について、平成27年中、奈良県警察において検視を行った遺体の総数は1,858体で、うち65歳以上の高齢者は1,419体、65歳以上の高齢者のうち独居者の遺体は504体です。また、本年9月末現在の奈良県警察において検視を行った遺体の総数は1,254体で、うち65歳以上の高齢者の方は959体、65歳以上の高齢者のうち独居者の遺体は266体です。

なお、ただいま申しました数は、あくまで警察において検視を行った遺体の総数及び内訳であり、また独居者と申し上げましたが、独居者の中には、例えば老人ホーム等の施設に1人で入所されている方が個室で亡くなられた場合等も含まれていますので、委員ご指摘の孤独死、1人でお住まいの方が誰にもみとられずに亡くなった場合とは必ずしも一致するものではないことについてご留意いただきたいと思います。

○大久保生活安全部長 認知症の行方不明者の現状と対応についてお答えします。

平成27年中に県警察に届け出のありました行方不明者総数は、1,000人です。うち認知症またはその疑いのある行方不明者は、195人と全体の19.5%でした。本年9月末現在では、行方不明者総数849人のうち196人、23.1%が認知症またはその疑いのある方で、前年同期比プラス47人と増加傾向にございます。

認知症またはその疑いのある行方不明者届け出を受理した場合には、事故・事件に遭遇する可能性が高いことを踏まえ、早期発見、保護のために隣接警察署などへの手配や捜索活動、家族の承諾を得て県警ホームページに手配チラシを掲載し、情報提供をお願いしています。

なお、捜索活動においては、必要に応じて県警ヘリや警察犬の出動、さらには地元自治体や消防団の協力を求めたりしているところです。

本年受理した196人のうち、195人を発見、保護しておりますけれども、1人についてはまだ発見に至っていません。

県警察では、認知症の方に対する適切な対応を行うため、昨年以降、警察本部の行方不明担当者等に、認知症サポーター養成講座の講師となることができる認知症サポーターキャラバン・メイトの資格を取得させており、現在6名の警察官が資格を得ています。これら警察官の認知症サポーターキャラバン・メイトが健康福祉部、地域包括ケア推進室の職員などと連携して、警察本部や警察署、警察学校において認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方への対応の心得、驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけないという基本姿勢を指導しているところです。

今後も自治体や関係機関、団体とも連携して、行方不明事案を初めとして、警察活動における認知症の方への対応を適切に行うための取り組みを一層推進してまいりたいと考えています。以上です。

○今井委員 相当ふえていると思っていましたが、数字で出していただきましたら、やはりそんなにいるのかと思います。

特に孤立死や孤独死の問題では、周りにどんどんふえているにもかかわらず、基準や概念が定まっていないために、いつもどのようにして統計をとるのかということが課題になってきています。これに関しては全国的な課題だと思いますけれども、どのようなものを認知症というのか、孤立死、孤独死と呼ぶのかというようなことをはっきりさせて、その数字がきちんとつかめるような体制にするべきではないかと感じています。これについては、刑事部長、お答えください。

○**福田刑事部長** 孤独死という概念は、いろいろあると思います。警察ではいわゆる検視を行った高齢者の遺体の数値を把握していますが、世間一般に言われる孤独死の統計については現在のところとっておきませんので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○**今井委員** 福祉の分野にもかかわる話になると思いますので、これについては副知事に、国に対してきちんとした概念の確立と統計数値をとるようにということを要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**松谷副知事** 委員がおっしゃったような課題があることは十分に認識させていただきましたので、少し勉強させていただいて検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**今井委員** その点、よろしくお願いします。

最後に、監視カメラが2台取り付けられたということで、決算の報告が出ていますけれども、取り調べの可視化はずっと要望を続けてきた内容ですが、この2台を入れて県全体で今、監視カメラがどのくらい取り付けられているのか。

また、取調室は、各警察署にあると思いますけれども、2台では足りないのではないかと思います。どこにどのような形で取り付けられているのか、お尋ねします。

○**福田刑事部長** 2台については、昨年11月に郡山警察署と五條警察署に整備された録音・録面の資機材です。現在、この2台を含めて県下12署全てに各1式、長時間録音・録画可能な可搬型の資機材と、6署、奈良署、橿原署、高田署、天理署、西和署、香芝署に設置型の資機材を整備しています。このほか、本部、刑事企画課に可搬型の3式を整備しており、全部で録音・録面の資機材を21式整備しています。以上です。

○**今井委員** 捜査の手法が客観的な証拠よりも自白が優遇されるという中で、冤罪事件が起こったり、取調調書を作成するまでの間に強要をされたりということが問題になっているわけですが、今、21基つけられているということで、奈良県の警察では大体網羅されていると受けとめましたけれども、全面可視化をしていく必要があると思っています。取り調べの最後の調書を読み上げる場面だけを可視化しますと、その経過がわからずに被疑者にとっては不利になる場合も往々にしてあると思いますので、運用に当たってはやはり全面可視化をしていただきたいと思います。それについてはどのようにお考えか、お尋ねします。

○**福田刑事部長** 当県警察においては、平成28年度、9月末の裁判員裁判対象事件等における取り調べの録音・録面の件数については、対象事件等検挙件数、10事件でしたが、

これら全てについて録音・録画を実施しています。

なお、10事件のうち、全過程録音・録画を実施したものは8事件、80%という状況です。以上です。

○今井委員 全面可視化100%をしていただきますように要望して終わります。

○猪奥委員 まず、平成24年の代表質問で藤野議員からお尋ねをした、工業高校の備品整備について伺います。

「平成27年度主要施策の成果に関する報告書」の188ページ、工業高校等備品整備事業ないしは南部地域における産業と連携する教育支援事業において、実業系高校に対して整備がされていますが、整備の実態、また今後について、お聞かせいただければと思います。

○深田学校教育課長 専門高校には、地域の産業を担うスペシャリストの基礎を培うことが期待されています。指導方法の改善とあわせて、時代に応じた先端の技術教育を踏まえた施設設備の整備が重要であると認識しています。

工業高校の備品整備の充実については、既存の機器のメンテナンスや更新をベースにししながら、時代に即した最先端の機器の導入もバランスよく行うことが大切です。平成26年度には、測量機器やショベルカー等を購入し、平成27年度には、ロボット制御実習装置や液体クロマトグラフなどの最先端機器を新規に導入しました。今年度も王寺工業高校で、レーザー加工機の整備や実習用コンピューターの全面更新を計画しています。並行して計画的な修繕・メンテナンスを行い、実習機器の安全性、精密性の維持を図ってまいりたいと考えています。

また、各学校に配備した備品については、随時学校に現状確認をしながら、修繕・メンテナンスが必要なもの、また更新が必要なものに分けて状況を把握しています。これらのうち修繕・メンテナンスが必要なものについては、年次計画を作成し、対応を進め、更新や新規導入が必要なものについては優先順位を定め、順次、予算化しているところです。

今後も専門高校で学ぶ生徒がそれぞれの興味関心のある分野で技術や技能をしっかりと身につけ、社会で活躍できるよう、必要な備品の整備を進めてまいりたいと考えています。

○猪奥委員 年次計画をつくって、かつ高校にも何が必要かを聞いていただいて、順次取り組みをしていただいているとお答えいただいたと思います。

奈良県教育振興大綱においても、産業分野の中で、それぞれの分野の生徒の育成が必要だと書いていますし、その中の数字では、20歳から24歳の非正規率は奈良県は全国と

比べてはるかに高いと。全国平均44.6%に対して、奈良県は20歳から24歳までは52.3%の方が非正規でお勤めだと。非正規でお勤めの方は、正規の方に対して仕事をしながら教育を受けるOJTの機会がはるかに少ないということも、あわせて奈良県教育振興大綱の中で記載されていました。正規の方が62%のチャンスがあるのに、非正規の方は31%しか仕事をしながら教育を受ける機会がないと。

これはすなわち、恐らくこれからの奈良県にとって地域の産業を担っていく方々への教育は、工業系ないしは実業系の高校で、大いに時間を割いて、機会を捉え、チャンスをつくって教育をしていただかないと、一旦社会に出られてしまうと教育を受ける機会がほぼないことを数値として示していると思うのです。奈良県は、長きにわたって公立高校の集約化を図ってきましたし、それぞれの高校で特色のある教育をというように集中と選択をしてきました。

一方で、先ほど申し上げたように、社会情勢はますます厳しくなり、私立では、今まで実業系を持っていた高校はほとんど実業をやめられて、普通科に特化される動きがあります。工業高校、実業高校で学ぶ機会は、これまでよりはるかに予算もつけて、しっかりと今の時代に合った機械でやっていただくことが必要かと思います。これはさらに進めさせていただくことをお願いして、この問題は終わります。

もう1点、奈良県は、教育に対してお金があまりないというような実態があるかと思いますが、2年ほど前の決算審査特別委員会で県立高校の電気代を入札にかけるべきではないかと、質問しました。そのときは、一つ一つの高校で入札をするには、高圧ではないのでなかなか難しいと。県教育委員会として一括で入札されたらどうかと提案したら、検討しますという回答だったと思うのですけれども、現状について教えていただければと思います。

○香河学校支援課長 県立学校の電力調達について、委員にお述べいただいたように、さきの電力の自由化を受けまして県教育委員会で県立学校の電力調達の契約の手法について検討を進めてまいりました。準備が整ったことから、平成27年8月の契約に向けて、同年の5月に県立高校、特別支援学校分を一括して入札を行いました。その結果、いわゆる新電力会社が落札をしたところです。平成27年8月から契約を始めて、1年間以上経過し、この間の実績等、関西電力との単価をもとに算定した額と比較したところ、県立高校、特別支援学校分を合わせて約4,300万円、約16%の節減効果があったと試算されたところです。現在のこの契約については、平成29年3月31日までとなっています。今

後については、4月以降の契約に向けて、また入札の準備等を進めていきたいと考えています。

○猪奥委員 年間4,300万円ということはかなりの額が節減できたということですので、成果として非常に大きいと思います。来年度も入札に向けて取り組みを進めるということですが、それぞれの市教育委員会にも連絡いただいて、こういった手法のアンウンスもしていただければと思います。

入札に絡みもう一つ、制服について伺います。4月の入学前に、家庭、保護者にとっては非常に大きな出費がどんと来るのが春先の時期です。ご存じだと思いますけれども、朝日新聞で公立中学校の制服について、価格の決め方や購入の仕方について、特集記事が組まれています。今、連載中のシリーズ物でまだ終了していないので、この記事の落としどころはわからないのですが、奈良県の公立高校の制服の価格について、県教育委員会でどのように捉えているのか、実態についてどのようにご承知なのか、教えていただきたいと思っています。

○荒木教育政策推進室室長補佐 県立高等学校の制服については、各学校が独自にデザインや機能性などを考えて決めています。特に価格については、開校当初、デザインなども含めて複数業者の提案の中から最もその学校に適したものを選んでいました。それ以降については、独自の制服であることから同じ業者が販売を行っている例が多いと聞いています。以上です。

○猪奥委員 値段についてご存じの範囲で、例えば最高が幾らで、最低が幾らといったようなことをご存じでしたらお願いします。

○荒木教育政策推進室室長補佐 以前に調べた結果ですので、少し変わっているところがあるかもしれませんが、一番低いところで夏服、冬服等合わせて2万3,000円程度。高いところでは5万7,000円～5万8,000円、約6万円弱と。中には、例えば、男子生徒ではブレザーや学生服で異なっていたり、また、セーターやベストなども入ったということもありますので、中身については各学校の独自性はあるのですが、大体そのような実情であると把握しています。以上です。

○猪奥委員 きのう福祉部の審査のときに、子どもの貧困という話が出てきました。県としても子どもの貧困に対して指針をつくって取り組んでいくと。子どもは、貧困の状況であっても学ぶ機会は当然均等に与えられなければなりませんし、学びはまた貧困から抜け出していく大きなステップであるべきはずで。

そのような中で、公立高校の制服が6万円近くもすると。ご存じのとおり、繊維の値段はどんどん下がっていますので、一般社会の被服の値段はどんどん下がっています。開校当初の何十年も前に決めた制服が、恐らく随意契約で契約された値段がずっとこのまま続いていくのは、契約のあり方として果たして適切かどうかということは甚だ疑問です。この契約は、それぞれ当初は学校で決められたと、それはいいと思うのです。けれども、学校で決められた値段がずっとそのままで行きますと、5年後も制服が変わらなければ同じ値段で生徒に買っていただくこととなりますので、県教育委員会では何らかの措置をとるべきだと思うのです。具体的には、一旦契約を、年次を決めていただくように学校にお願いするといったことをするべきだと思うのですが、教育長のご意見を伺いたいと思います。

もう一つは、何でも決められたものを買っていただくという、かつてのあり方をこのまま踏襲していいのかと非常に疑問を感じています。制服の意味合いというものも一定あると思います。これから社会に出ていくにあたって、服装のTPO、見られ方や見せ方、規範などを学ぶ一つの機会であることも理解はしていますが、例えばほとんどの学校で体操服が制服として購入しなければならないものとしてありますけれども、公立高校では、体操服は体育の時間に用いるだけのものです。例えば朝日新聞の調べでは、体操着のジャージ上、平均で5,100円、ジャージ下3,500円、半袖シャツ5,200円、2着買わないといけない、ハーフパンツ2,300円、云々と結構な高額になります。このようなものを、公立高校の中でこれからずっと指定していったいいものか。公立高校の中で指定のものの位置づけを、今後考えていくべきではないかと思うのですけれども、ご所見をお聞かせいただければと思います。

○吉田教育長 このお金は保護者のお金です。右肩上がりの時代に保護者がお金を出すということで学校で取り決めている、そういった慣行が今も行われている可能性がある。そういう中で、やはり保護者の声をしっかり受けとめる必要があるのではないかと思います。ただ制服に関しては、制服のほうがいいという保護者の声はたくさん聞いたことがございます。服装が自由になるとなかなかどのような服を着るかということもございまして、制服には割と保護者の信頼を得ている。しかし、値段に関しては保護者の声をどこまで聞いているのか。例えば、毎年是不可能だと思えますけれども、5年間で保護者の声をアンケートなどで一旦しっかり聞いて、契約方法や制服を今後どのようにしていくかという考え方を持って対応すべきではないかと思えます。

体操服等々についても、高等学校のPTAと、年に1回は必ず協議をしていますので、

その場で意見を聞くことも含めて、学校は学校でPTAの意見を聞きながら、丁寧に対応していきたいと思います。

○猪奥委員 学校側と制服業者の契約について、一旦このままの期限を決めない形での契約を、これ以上継続していくべきではないと思うのですけれども、その点に関してのご所見もお願いします。

○吉田教育長 先ほど言いましたように、やはりある一定の年数、例えば5年ならば5年でしっかり見直しを図ることは大切だと思います。実際に全保護者へのアンケートをとっている学校もございますので、そのようなことは指導してまいりたいと思います。

○猪奥委員 まず、公立高校に入って、これが制服ですと言われれば買わざるを得ないものですので、制服だけでおおよそ6万円かかるとなれば、諸経費になりますと恐らく10万円以上かかると思うのです。実態を把握していただくことが、まず必要ではないかと思えます。全ての公立高校で制服が幾らで、体操服も含めて買わなければいけないとされているものがこれだけあってこれが幾らで、その契約はいつ決めて、どのような方法で決めたかという一覧をつくっていただいて、また議論を進めていきたいと思えます。資料をつくっていただいて、提供くださいますようお願いいたします。

朝日新聞の特集記事が始まった契機は、子どもの貧困であったり、生活困窮者自立支援制度が始まったばかりのときに、千葉県で母親が、どうしても生活がうまくいかなくなつて、自分の子どもを無理心中という形で殺害されたことがありました。そのときに、その母親は制服代を捻出するため闇金融業者からお金を借りられていたと。そういう実情も踏まえて、契約は契約だからということではなくて、一旦これは制度として仕切り直しが必要だと思います。以上です。

○川田委員 今、猪奥議員におっしゃった内容について、おかしいと思ったのですが、制服は義務化しているのです。それはなぜですか、制服代は一般会計に入っているのですか。本来は入れないといけないでしょう。以前、香芝市でも大きく問題になっていろいろと協議して、修学旅行代も全部一般会計に入っています。今、5年の契約とおっしゃったけれども、地方自治法上の長期継続契約か何かですか。何でもありの契約はできないはずですか。いかがですか。

○荒木教育政策推進室室長補佐 契約については、それぞれの学校に子どもたちを通わせている保護者が購入されるもので、学校独自にそれぞれ契約をしているものと考えています。以上です。

○川田委員 保護者が勝手に買うとおっしゃいましたが、この制服が本校の制服であるということで義務化されているわけです。保護者が勝手に買われるものではなく、買わなければいけないのではないですか。パジャマでも普通のTシャツでも着ていいのですか。学校で生徒指導を受けるではないですか。義務化されているのです。地方自治法では、義務を課す場合には必ず法令等の根拠によらなければならないとなっています。先ほど教育長がおっしゃったように制服がいいという方もたくさんいるわけで、我々もいろいろな意見を聞いているのですが、なぜ一業者と何年間も契約しないといけないのですか。香芝市でも、上靴を普通の店で買ったなら全く同じ製品で1,000円程度で買えるものが、2,500円要るということがあり、徹底して全部見直しました。これは10年ほど前の話です。今ごろそのような話が出て、驚いたのですが。

学校で使うものは、準公用品のようになります。だから、それは規則をつくって位置付け、きちんと規定を設けてやらないと、義務化をして、買ってもらっていると。ましてや随意契約の話は今回も、決算審査特別委員会でも話題になっていますが、公正性、経済性と透明性、機会の均等は当たり前の話で、徹底して早急に見直すべきだと思います。業者は自分のところが販売したいから、どうのこうのという話にはなるかもしれませんが、対象は保護者ですから。猪奥委員も熱くおっしゃいましたが、やはり見直していくべきだと思いますので、意見しておきます。

○吉田教育長 平成16年度の統合があったときに、それぞれの学校が1校になった中で学校に任せて、そして業者に任せるといふようなことを踏襲してまいりましたけれども、今の時代にそれが合うのかどうかという委員のご意見をお聞きすると、やはり県教育委員会としても指導性を発揮すべきところは発揮すべきではないかと考えています。

○川田委員 それほど時間がかかるものではないと思いますので、早急にお願ひしたいと思います。

これもさきほどPTA等の話が出たのですが、高校の無償化ということで、日本維新の会では大阪府でも私立までの無償化が進んだと。高額所得者に対しては一部違いますが、奈良県でも本当によくそういった意見を聞いて、いつになったら奈良県も同じようになるのかということ聞かれて、機会があるごとによくお聞きしてきたのですが、PTAとも接触をとり、話も聞かせていただいているのですが、要望等は小学校・中学校のPTA等からは出ていると。高校のPTAからも、近々要望等を提出したいという意見はあります。教育委員会に各単体でも出されているものもあると思うのですが、状況はいかがです

か。

○香河学校支援課長 授業料無償化のご質問だと思いますが、公立学校に関して申し上げますと、現在、国で就学の支援金という制度が始まり、所得制限を設けた上ではありますが、実質的には授業料が無償化になっています。

今、課題になっていますのは、多分私立学校に関してということになるかと思うのですが、私立学校に関しては、知事部局で所管していますので、その状況については申しわけございませんが、わからないところであります。

○川田委員 地域振興部が出席しているのではないですか、関係ないのですか。地域振興部次長が出ておられます。出席要請がかかっているのです、聞いたのですが。

○及川知事公室審議官兼地域振興部次長併教育次長 済みません。地域振興部次長を併任しておりますけれども、文化行政を担当しておりますので、教育振興課の所管はしていないということで、ご理解いただきたいと思います。

○川田委員 わかりました。教育の次長なので全てやっておられるのかと思ったのですが、また、担当の方からお聞きします。

以前、教育長にも意見させていただいたのですが、ICTの進捗度について、会派の議員からも、進捗度の計画を立てていただきたいと意見を申し添えていたのですが、平成27年度において、計画策定の進捗はしたのですか。

○深田学校教育課長 ICTについて、コンピューターの整備状況は、平成27年度、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は、県全体では7.5人、全国平均では6.4人に1台という状況の中で、県のほうが1名余り多いという実態がございます。また教員の公務に関する整備状況については、文部科学省の調べによると69.7%と全国的にも低い、最低であるという結果が出ています。

そのような状況の中で、ICTについてこれから来年度の予算要求をしていくわけですが、学校教育課としても県立高校については要求を重ねていき、整備率についても高めていきたいと思っております。

○川田委員 まず、全国平均に持っていくということになれば、費用は幾らぐらい試算されているのですか。

○深田学校教育課長 今、手元に具体的な数字は持っていませんので、また、川田委員にお知らせしたいと思っております。

○川田委員 それではお願いします。

ただ、計画を策定しないと、予算要求して来年1年で、全部改善できる問題ではないと思います。まして今、答弁でもございましたが、全国で最低レベルという話が出ていると。せめて平均以上は確保したいとなれば、やはり計画行政になってくると思うのです。その点は、前にも意見を述べましたが、計画を、3年計画になるのかどうかというところは問題がありますけれども、早急に立てて示していただきたいと思います。

まして、教育委員会は資金がないと言っているのに、平成27年度決算で35億円ほどの不用額が発生しているわけです。2月の減額補正要求がたくさん出ていましたが、財政から持ってこいと言われてとられているのでしょうか。しかし、必要なものは必要なものとして予算要求を上げて、道筋はつけていただきたいと、教育長にお願いしたいのですが、いかがですか。

○吉田教育長 以前にも、この件に関してはご質問いただき、全国平均に持っていきたいと回答させていただきました。当然これは単年度では無理な話ですので、まずは生徒用コンピューターの一括の契約をする。それから、教員のコンピューターの整備をどのようにしていくか、その計画をしっかりと立てたいと思います。

○川田委員 速やかにお願いしたいと思います。

教職員人事管理費ですけれども、金額云々ではないですが、ちょうど読売新聞に掲載され、以前に総務部長から答弁もいただいているのですけれども、教育委員会でも、ことし教育委員会訓令第1号を出されて、勤務時間を早めたと。これは、法令的には問題があるということです。前回も言ったのですが、これは教育委員会で、執行機関が変わるのです。あえてまた言わせていただいているのですけれども、やはり職員も、小さな子どもがいるなどいろいろな状況の中で、親のほうが子どもよりも朝早く出ていかないといけない時間帯になってしまうということで、かなりのご苦勞をされているという意見も聞いています。新聞でもインタビューをして聞いたと思うのですが、朝早く出たとしても残業があるから、結局余計に長時間労働になってしまうと。

今回の本質的なところは、住民サイドに合わせて行政のオープン時間が決まっているわけですから、それに合わせていくというのが本来であって、みんなが変わっているからそれに合わそうとして変えるのであればいいのですけれども、そうではないと。ワークライフバランスということですが、これは個人の生き方の問題ですので、こういった制度を運用できるようにしますが、ご自身の選択でやってくださいというのが国のやり方ではないですか。国は法律に厳格にやっていると思うのです。

そういったところも含めて、来年度からは見直すべきだと思うのです。これは知事の命令でできません。規則を変更して、執務時間を変更したらできるのかもしれませんが、それはそれでまた民間の時間帯と異なってしまうので、問題はあると思いますので、十分に協議をしていかなければいけない問題だと思いますが、どのようにお考えなのか、教育長からお聞かせいただければと思います。

○吉田教育長 フレックスに対する職員の勤務状況把握が、正直言って私自身ができていなかったということの反省はございます。フレックスに対する職員の勤務状況等も把握しながら、どのようにここを検討していくのかということを考えてまいりたいと思います。

○川田委員 教育長の訓令第1号で出されていますので、法的には教育長の命令でされるということです。それをよく意識して、知らなかったでは済まないと思いますので、お願いしておきたいと思います。

奈良県歳入歳出決算報告書の372ページ、使用料及び賃借料について、これは目の教職員人事管理費もありますし、学校教育推進費などいろいろなところに出てくるのですが、家賃なども含まれているのですか。

○中村教育次長企画管理室長事務取扱 内訳等については、手持ちがございませんので、確認してご報告させていただきます。

○川田委員 これは教育委員会だけにかかわる問題ではなく、全体にかかわる問題だと思うのですが、賃料を払ったり等、いろいろお金を支出して、民間の方に払っていると限った場合、奈良県の場合、支払い調書は全部税務署に提出されているのですか。そうでなければ、税務署は所得の把握ができないのではないですか。これも以前、香芝市でもかなり問題があったのですが、出していないものがたくさんあり、調べると税務署に聞いても所得の把握ができていなかったということで、結局それから義務づけにしたのです。税金を取る側の行政団体が、お金を払っているにもかかわらず所得を税務署がわからないということは、徴収する側の義務としてあってはならない行為だと思います。回答は、今、手元に資料がないということですので、徹底して調べていただき、出ていけばいいし、出ていなければ改善しないとイケないと思いますから、また報告いただければと思います。

もう1点は、各高校にクーラーの設置がされています。育友会が電気代を支払っているという問題もあると聞いています。電気代に関して全体的にはどうなのですか。育友会が払っているところもあれば、払っていないところもある、状況はいかがですかね。

○香河学校支援課長 県立高校のクーラーについて、現在、設置されているのは14校で、

育友会において設置されていますが、これらは育友会がそれぞれの会社とリース契約をして、県では行政財産の使用許可を与えているという形で取り組んでいるところです。基本的にリース代、エアコンにかかる電気代については、育友会で負担いただいていることになっていますが、電気代については県が契約者、電気会社との契約は県がしていますので、県で電気代を支払っていますけれども、育友会から別途収入を得ている形になっています。

○川田委員 それは全部平等にされているのですか。クーラーは全部リース契約ですか。県が設置されているクーラーもあるのか教えてくださいませんか。

○香河学校支援課長 育友会が設置している分については、育友会が全てリース契約しております。

それ以外に、昨年度、モデル事業という形で、県で5校にエアコンを設置しています。この5校分については、今年度から稼働しており、県費でエアコンを設置をして、電気代も県費で負担しています。

○川田委員 それはおかしいのではないですか。片方はリース契約をして、使用許可を与えているということでしたので、差別とは言わないけれども区別をされているところがあるのではないですか。

○香河学校支援課長 育友会では、従前からリースで設置されてきました。従前は県では設置していなかったのですけれども、他府県の状況等々、検討を重ね、各県でエアコンの設置が進んでいるところもわかってまいりましたので、県で検討を進める中、一つのモデル事業として県で一度設置をして、さらに検討を進めていくということで昨年度予算の承認をいただきました。現在、検討段階ですので、今後、県費でエアコンを設置することになれば、当然育友会で設置しているエアコンとの負担のあり方は課題になりますので、負担の公平性という部分を含めて、現在検討しているところです。

○川田委員 今他府県の状況とおっしゃったけれども、国からクーラー設置の補助金が出ていたでしょう。たしか平成27年度にあったと思います。問い合わせもありましたから。どうですか。

○香河学校支援課長 空調設置については、小・中学校に関して国の補助制度がございますが、高等学校に対しては補助がございませんので、基本的に県費で設置することになっています。

○川田委員 それでは、なおさら県費、県民の税金で平等にしてくれればいいではないですか。補助金はいったん入った税金になるのですけれども、モデル事業といって14校の

うち5校、3分の1以上ではないですか。

私は知らなかったのですが、問い合わせが結構多く、保護者はみんな知っておられて、実態を教えていただいたのです。お金が云々、払うお金がないという意味ではないのですが、やはりみんなひっかかっているのは、なぜ格差があるのかということなのです。一方はよくて、一方は自分たちで設置して自分たちで電気代まで払っていると。そのあたりは早急に見直すべきだと思うのです。

14校のうち5校に設置され、あと9校あるわけですが、来年度一気にできるのかとなると、なかなか財政との協議の関係もあると思うので、それまでの間、リース代と電気代は県で負担して、あとは設置していくのは計画的にすればいい問題ではないかと思うのですが、いかがですか。

○吉田教育長 14校の育友会での設置については、使用許可を与えて育友会でクーラーを設置することを認めていこうという方向性で、2、3年間で14校が設置することになったと思います。ただ、設置は、生徒数が多い学校など育友会に体力がある学校、14校でとまってしまい、これ以上進まないような状況になっていく中で、県教育委員会としてこのままの方針で育友会の設置で対応するのか、それとも、県で5校にクーラーを設置して、モデル化をすることによって効果を検証しながら県教育委員会としてどのような対応をしていくのかという、ある意味では方針を切りかえる過渡期であるのご理解いただきたい。育友会でクーラー設置を全て今後やっていただくことから、県で検証しながらどのように対応するかと、切りかえている時期であるのご理解いただきたいと思います。

○川田委員 問題は最初から行政財産の使用許可を与えるというややこしいことをしているところにあると思います。保護者の気持ちとしては、自分の子どもたちを少しでもよい環境の中で学業にはげませたい。育友会の役員が、一生懸命意見を集約して努力されています。確かに私もPTAをしていたからわかるのですが、モデル校だからという格差はなじまないと思います。計画的に、ことはまだだけれども来年はこうしますというのであればみんなの納得性は高いと思います。近々聞きますので、それまでに早急にご検討いただき、よい返事をいただければと思います。

次に、今、教職員の数が足りない等いろいろ言われる中で、講師は県で雇われているのですか。小・中学校であれば市町村単位で講師料は負担されているのですが、県での講師の雇用はあるのですか。

○塩見教職員課長 県立高校においても講師の雇用はしております。以上です。

○川田委員 小・中学校においては、小・中学校の項にも出てきます。小・中学校費ですが、教職員の賃金関係だと思うのですが、この中に講師の雇用は全然ないという解釈でよろしいですか。

○塩見教職員課長 小・中学校においても講師の雇用はございます。

○川田委員 その割合はいかがでしょうか。市町村で講師を雇われるケースもありますが、例えば教員が足りないから県が臨時的に講師を雇われるケースと両方あります。教職員の講師を比較した場合の割合はどのくらいですか。

○塩見教職員課長 平成28年4月1日現在で、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、総トータルで講師率は11.7%です。

○川田委員 その講師率は、市町村で雇われている講師も含めての数字ですか。

○塩見教職員課長 今、申し上げましたのは県でということです。市町村単費は入っていません。

○川田委員 知りたかったのがその割合なのです。市町村単費で雇われている講師数と、県が雇われている講師数を比較して、市町村の雇われてる講師の人数のほうが多かったと仮定した場合、やはりおかしいではないですか。県から派遣する義務があるのに、なぜ市町村に負担させるのかという問題もある。そこを比較したかったので、調べていただいて、またご報告いただければと思います。

次に、小・中学校の教員には、知り合いもたくさんいるのですが、一番今、困っておられるのが駐車場の確保です。先生方は遠方から来られる。市町村の担当や教育委員会には、通勤費も払っているから電車で来たらいいと、簡単に言う人もいますが、そうはいかない。子どもの見回りに行ったり、準公用車的な役目を果たしているのです。今まででしたら小学校の駐車場にとめてもよかったり、近所でも借りられていたのですが、今、互助会でも土地を借りられてなどいろいろあるのですけれども、駐車場は、最低限度、必要なものではないかと思うのです。とめられなかったら民間の駐車場を借りればいいとも言われますが、そんなに周辺に駐車場があるわけがないです。駅前ならばあるのかもしれないですが、職員の働く環境を少しでも整備していくことは必要ではないかと思いますが、県教育委員会としてはどのようなご意見をお持ちでしょうか。

○塩見教職員課長 ご指摘のとおり、従前から学校の場合は、学校所在地の交通の便、緊急の児童生徒の対応、また緊急の家庭訪問などもございますので、教職員が学校の敷地内の駐車場を使っているケースも把握しています。全体の状況については把握していません

が、学校周辺での駐車場の確保が容易なところとそうでないところもございますし、状況は一律ではないと認識しています。学校運営に支障のない限度で、教職員は無償で駐車しているようなケースもございますが、全体については把握できていません。

平成26年5月の調査では、各市町村の状況については学校内の敷地の利用を認めているケースがほとんどだと思います。以上です。

○川田委員 使用を認めているところもありますが、厳格に法では目的外使用ということで認められないという流れが今あります。違法を行うわけにはいかないから、議論があるのですが、準公用的なものに使われているにもかかわらず目的外使用になるのかと。そういうことでいろいろな訴えも現実にあるわけです。それを解消しようと思えば、車で通勤することによる目的をどのような位置づけにするかということなると思うのです。ただ、通勤目的でいけばよいという意見と、車は必要だからこのように位置づけて、そうすれば目的外使用にもならないという意見もあったのです。

すぐに答えは出ないと思うのですが、研究いただきたい。中学校で夜9時、10時でも電気がついて、駐車場に車がたくさんとまっているのを見ると、本当に長時間、苦勞されているので、せめて職場環境の整備はよろしく願いしておきたいと思いますので、協議いただき、教えていただけたらと思います。

もう1点、クラブ活動の指導員に関して、以前に申し上げていました。今の話の続きになりますが、今、重労働的なものが重なって、身体的にも不調を訴えられる方もふえてきている中で、以前の教育長の答弁にあったように、子どもたちに愛情を込めて情熱を持ってやっつけていることは、非常にいいことだと思います。しかし、全部を変える必要はないと思うのですが、心の休息のようなものをどこまで検討いただいたのか、答弁いただけますか。

○吉田保健体育課長 県教育委員会では、部活動の指導について、専門的な部活動を指導する顧問がない学校には、市町村各学校からの要望に応じて外部指導者を派遣しています。本年度は、中学校では19校から20部、高等学校では14校から20部の依頼があり、計40部について外部指導者を派遣しています。

○川田委員 全学校に通達か何かでお示しいただいているということですか。

○吉田保健体育課長 年度当初に、中学校には市町村教育委員会を通じて文書を送らせていただいております。

○川田委員 わかりました。その効果等も、ある程度わかってきましたら、またお聞かせ

いただきたいと思います。

○川田委員 次に、電子黒板について、小学校からのクレームと思って聞いていただきたい。以前に電子黒板を配布されたとき、学年数で配布されているので、6年までであるから6台など、学年数等に基づいて配布されたと思うのですが、クラス数から考えたら、1つの電子黒板を取り合わなければいけないという学校もあれば、学年に1クラスしかないとこであればずっと使えるわけです。配分方法は人数割りでしていただかないと、学年数で割られたということをよく聞くのですが、何か考えはございますか。

○吉田教育長 当時、国の補助、交付金を使いまして、各市町村に希望を聞いて、県が取りまとめをして、電子黒板を配布した件だと思います。県が一律に学校に配布したわけではなく、市町村からの要望に基づいて対応はしているわけですが、当初まだ電子黒板が余り普及していない中で、学校に温度差があったように考えています。市町村教育委員会も電子黒板、それからICT化についてどのようにすべきかということは考えておられますので、今後、進んでいこうと思えます。

○川田委員 なるべく現場の小学校単位で聞いていただくなど、学校単位でお願いします。今の教育長の答弁を聞いていたら、多分責任は市町村教育委員会ではないかと決めているのです。問題はそこにあると思いますので、現場の先生の意見を聞いていただくようによろしくお願ひしたいと思えます。

最後に、特別支援学校管理費についてです。特別学級を設けられて、取り出し教育などをする中で、非常に一生懸命先生方も頑張っているのですが、加配の人数がどうしても足りない、しんどいという言葉をよく聞くのです。多動性の子どもがたくさんいる場合は、どうしてもその人数では対応できないという問題を抱えている学校もあります。まず、実態を調査いただかないといけないとは思いますが、実態調査で合理的な理由があれば、ぜひとも増員という形でまた計画も考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○塩見教職員課長 特別支援学級の学級編制の基準について、国の基準では児童生徒が8名に対して教職員1名を配置することになっていますが、奈良県では、その基準をさらに2名引き下げて児童生徒6名について教職員1名配置しているということで、国に比べてかなり手厚い基準で運用しているところです。以上です。

○川田委員 6名はいいのです。問題はそこにおられる子どもの特色にもよるのです。一概に人数で割ってしまうという問題ではありませんので、そのあたりを実態調査いただき

たい。学校に聞けばわかることだと思いますから、それほど大層な、手間がかかるということはないと思います。どうしても人数が足らなくて、6名に1名でも対応できないというケースがあるし、まして不用額が30億円もあるわけですから、格差の出ないような教育環境をつくれるような形でご検討いただきたいのですが、いかがですか。

○吉田教育長 数字でとにかく切って配当する、それが本当に学校の実態に合っているのかという疑問は持っております。場合によっては8人でも1クラスが運営できる可能性もありますし、3人でも重度の子どもがいるときには非常に大変であるといった実態を把握しながら、教員の配置を今後考えていく必要性は感じています。

○亀田委員 事前通告をしていないので、わかる範囲で結構です。わからなければ、後日回答いただけたらと思います。3点あります。

1点目は、教育委員会の関係で、平成27年3月の中学校の学習指導要領の改正の中で、技術家庭の家庭科の授業で和装、特に着つけを取り扱うことができるという規定が入ったと思います。できるということなので、極端な話、しなくてもよいことになるのかもしれないですが、昨年1年間で県内中学校の家庭科の授業で着つけの授業が行われているところがあるのかどうか、データをとっているのかどうかということです。

2点目は、小・中学校の校外学習の各学校の行き先は、どこでどのように決めているのかということをお教えいただきたい。

3点目は、平成31年に、全国中学校総合体育大会が、よく全中と言われるものですが、高校ではインターハイになるのでしょうかけれども、近畿で行われることになっています。その中の3種目が奈良県で行われることになっていますが、その情報をキャッチしているのかどうかを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○深田学校教育課長 1点目の中学校における学習指導要領の家庭科の着つけについては、まだ調査していませんので、確認して委員にお伝えしたいと思います。

2点目の校外学習の小・中学校の行き先については学校単位で決めている状況です。

○吉田保健体育課長 平成31年の全国中学校総合体育大会は単独開催ではなくブロック開催になっています。本県では相撲、サッカー、新体操の3競技を実施する予定です。開催に向けて現在、開催地も含めて奈良県中学校体育連盟で協議をしているところです。以上です。

○亀田委員 1点目の和装について、何が言いたかったかといいますと、できるという規定ですので、積極的にやらなくてもよいという、先ほども申し上げたとおりなのですが、

着物は日本の伝統文化であることからすると、奈良県の一つの売りは伝統的な文化や歴史になるということであれば、和装の教育を積極的に取り組んでいけばいいのではないかと
思うので、お聞きしました。

ただ、現実にあしたからできるかということになると、着物や浴衣も当然ないですし、
家庭科の先生が全て着つけの資格を持っているかということ、そうでもないですし、現状で
は家庭科の先生もいっぱいの中で多分やっておられるので、その余裕があるかとい
えば、そうではないのですけれども、方向としては、できれば奈良県の小・中学校に通
っている生徒は自分で浴衣の着つけぐらいはできるようになると、お祭りに浴衣を着てい
こうかというようになっていいのではないかと思いますので、各学校で少しずつでもその
方向へ仕向けていくことを一度ご検討いただきたい。中にはNPOのボランティアで着つ
けの巡回に行くところもあると聞いていますので、学校の先生がなかなか手が足りないの
であれば、補助の人、ボランティアなども活用しながら、できるだけその方向へ向かって
いけばいいと思うので、どうぞよろしくお願いします。

2点目、校外学習ですが、きのうから話が出ていますが、明日香村にキトラ古墳壁画体
験館が先月末にオープンしました。私も2回ほど中を見ましたが、非常にいい施設だと思
います。1300年ぐらい前の壁画が発見され、多分世界的にも非常に価値の高い、日本、
世界を代表する史跡だと思います。日本のルーツ、発祥のルーツが、明日香村にやはりあ
ると思います。そのような価値があるから、きのうの今井委員の話ではないですけれども、
星野リゾートが注目されているということもあると思うのですが、明日香村の歴史を勉強
させることは非常に大事なことはないかと。

奈良県の小・中学校に通っている子どもにとって、大人になったときに奈良県の明日香
村というのはこういうところなのだということ自信を持って発言ができるということか
らすれば、キトラ古墳壁画体験館を利用するのはいいことではないか。校外学習の行き先
の一つに積極的に推していくことは、県教育委員会からできるのかどうか。市町村の教育
委員会に言えるのか、あるいは校長会などに流せるのか、あるいはキトラ古墳壁画体験館
から文書で出してもらわないといけないのか。入場料無料と書いてあったので非常にいい
のではないかと。

ただ、年代なども検討はしないといけないと思います。余り低学年過ぎると少しぴんと
こない。小学校高学年、あるいは中学校ぐらいが明日香村の歴史を感じるにはちょうどい
いと思うこともあるのですけれども、できれば県内小・中学校の校外学習でキトラや高松

塚の資料館を見学して、しっかりと歴史を学ぶことを積極的に進めていけばいいと思うのですが、もしご意見があればお聞きしたいと思います。

最後に全中ですが、相撲とサッカーと新体操ということですので、要は全国から選手が集まるということなので、しっかりと受け入れ、奈良県に来てよかったと思っていただけるように、宿泊も奈良県でしていただけるように、連携を、多分保健体育課長がおっしゃられたように、中学校体育連盟がしっかりとやっていると思う。中学校体育連盟のそれぞれの競技種目の専門部とよく協議していただいて、全てにおいてできることとできないことがあると思いますが、全国からたくさんの選手が来るので、できるだけ来ていただいた選手に、思い出に残る奈良県の大会にさせていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

2点目の校外学習についてだけ、教育長のご意見をいただけたらと思います。

○吉田教育長 学校教育課では、校外学習の行き先として奈良県独自にキトラなどいろいろな場所を、週報を通じて推奨しています。そこに盛り込むようにしていきたいと思います。

○梶川委員 まず、不登校児の件ですが、教育長といろいろ言い合いをしているところですが、市部には適応指導教室があって、郡部にはない。郡部にはないのは、市町村がついてくるか来ないかという課題もあると思うのですが、そういう実態になって、そこへ今の相談員、ソーシャルワーカーが来て対応しているようではすけれども、市部と、町村部とでは不登校児の対応に少し差があるのではないかと思うので、うまくいっているのかどうか、聞かせてほしい。

あと一つは、警察について、本部長がお越しになって、奈良県を日本一安心できる県にするという言葉をしていただいて、いい話だと思って、先ほど、今井委員が言われましたが、全面可視化、過去に私も一般質問で言ったことがあるので、そういうことも含めて安心できる奈良県をつくってほしいと。つくるとおっしゃったのを非常に印象深く受けとめました。

特に今回言いたいのは、障害児への対応について非常に奈良県の警察官は優しいと。障害児の特性を知って、特に知的障害、発達障害の子どもの対応をお願いしたい。過去に障害児が小学生の通学の群れにいたずらをした。それを警察が連行して、警察官が書いた上をなぞらせたのかどうかわかりませんが、始末書を書かせたことがある。最後はその始末書を警察から返してもらったケースがありました。ちょうどそのころにまたあるところで

発達障害児が食堂へ入って、おじいさんが一緒にいたのだけれども、障害児がトイレに行ったが、おじいさんもトイレまでついていかなかった。帰りに幼児を連れて家族がいて、女の子の幼児の手を、自分の股のほうへ持っていったから、家族はびっくりして警察を呼んで、警察からすぐ署に来てくれといわれ、警察署でひどく怒られて、最後は土下座をして終わったのです。警察官は割って入れなかったのか、ずっと傍観していたという話を聞かせてもらい、当時の警察官、本部長に障害児を連行する場合には、必ず保護者を一緒につけて、一緒に取り調べるようにしてほしいという質問をしたことがあった。

警察の本部長ですから、何でも、はいと言うわけにはいかないから、ケース・バイ・ケースによるという答弁でした。きのうもこの質問、要望をするにあたって、ある障害児に、仕事をしてもらっている作業所の人に聞くと、最近障害児とわかったら、非常に警察官の対応も親切でよくなりましたと言っていました。警察の初任者研修などいろいろな研修に障害児の問題に造詣の深い人を招いて勉強するというようなことを、既にもうしていると思うのですが、とにかくそういうことも含めて、ぜひ奈良県が、日本一、障害児に優しい警察だという警察づくりをしてほしいとあの言葉を聞いたときにぱっと頭に浮かびましたので、きょうもこんな時間になったのですが、一言お願いしたいと思いました。質問ではないのですが、本部長、せっかくなのでコメントがあればいただいたら結構です。以上です。

○西上教育研究所副所長 県下の適応指導教室の状況と県の取り組みについてお答えします。

委員お述べのとおり、現在、県内の適応指導教室は12市1町に設置されています。県教育委員会としては、適応指導教室のあり方について平成23年、平成24年と県の実態に即したモデルを研究するために取り組み、県の状況に適した適応指導教室の奈良モデルをリーフレットをつくって各市町村に示したところです。

ところが、その後もなかなか広まっていない実態がございます。そこで、平成26年度から適応指導教室の担当者連絡会を立ち上げ、教室を持っている市町村はもちろんですが、未設置の町村に対しても参加を呼びかけて、設置を推奨するとともに各市町村で取り組んでいる不登校児童・生徒への教育相談等、取り組み活動の充実に向けた情報等支援に努めているところです。

加えて昨年度から教育研究所では、これまでの来所教育相談、電話教育相談に加えて不登校で困っている家庭へ直接訪問した形での相談、あるいは近くに適応指導教室がない児

童・生徒を対象に、教育研究所内に子どもたちの居場所ということで、簡単なスポーツや、自主学習等々ができる取り組みを始めております。そのようなことを通じて、学校復帰や、社会的な自立につなげられるよう取り組んでいるところです。今後も国の動きも含め、市町村の取り組みの支援、活用できるものはないか、教育研究所としても引き続き支援に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○安田警察本部長 警察では、犯罪捜査等、人権にかかわりの深い職務を行っておりますことから、委員ご指摘のとおり、障害を持った方々の特性を正しく理解し、またこれに配慮した警察活動を行うことが重要であると私自身も認識しているところです。こういうことで委員にご指摘いただいた事例等も踏まえ、警察学校における授業や職場における研修会等、さまざまな機会を捉え、障害や障害を持った方々に対する理解を深めるための教育を行っているところです。

また、本年4月には、いわゆる障害者差別解消法が施行されました。この法も踏まえ、県内23の障害者団体に意見を求めて、具体的な不利益な取り扱いや望ましい合理的な配慮を例示した対応要領を警察として策定しています。この対応要領について、職員に対して必要な研修等を改めて実施をしているところです。今後もこうした警察職員に対する研修等を推進することにより、障害を持った方々の特性を正しく理解し、これに配慮した職務執行が行われるようにしっかりと努めてまいりたいと思います。

また、委員にご指摘いただきましたが、私は、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現を目指すとして申し上げました。この日本一安全で安心して暮らせる奈良というのは、健常者だけではなく、障害者にとっても日本一安全で安心して暮らせる奈良という意味です。その目的に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○梶川委員 予期せぬコメントをいただき、ありがとうございました。

不登校児の問題もよくわかりましたので、これもしっかり全県下でうまくいくように頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○中村委員長 ほかに質疑もないようですので、本日の午前の部の教育委員会及び警察本部の審査をこれをもって終了します。なお、午後1時より農林部の審査を行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、休憩いたします。